

福島県歯科口腔保健の推進に関する条例案（仮称）の骨子について

平成 24 年 4 月 16 日

福島県健康増進課

1 条例制定の必要性等について

歯と口腔の健康は、身体全体の健康を維持するために大切な食生活や、社会性を維持するために必要なことばや表情によるコミュニケーションを支えており、私たちが健康で質の高い生活を営む上で、基礎的かつ重要な役割を果たしています。

しかし、本県においては、幼児期の一人あたりのむし歯の本数が全国に比して多いほか、学童期における歯科疾患を有する割合は、他の疾患に比較して高い状況にあり、年齢の小さな時期から各ライフステージに応じた適切な歯科口腔保健を推進し、県民の生涯にわたる歯と口腔の健康を保持増進していくことは重要な課題となっています。

こうした中、平成 23 年 8 月に「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号 以下「法律」という。）」が公布・施行され、改めて歯科口腔保健の重要性が注目されていますが、本県においても、歯科口腔保健の推進にあたり、県の責務や県内の関係機関及び関係者並びに県民の役割を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に歯科口腔保健の推進に取り組み、もって県民の生涯にわたる健康の保持増進を図ることを目的に条例を制定しようとするものです。

2 条例案の構成について

条例案は次のような項目で構成します。

- (1) 目的
- (2) 基本理念
- (3) 県の責務
- (4) 関係機関、関係者及び県民の役割
- (5) 基本的な施策の実施
- (6) 歯科保健計画の策定

3 条例案の概要について

条例案の概要は次のとおりとします。

- (1) 目的

口腔の健康が、県民の健康で質の高い生活を営む上で、重要な役割を果たしていることから、法律に基づき、歯科口腔保健の推進に関する基本理念や施策の基

本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（2）基本理念

歯科口腔保健の推進に関する施策は、次の事項を基本として行う。

- ア 県民が、生涯にわたって歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見、早期に治療を受けることを促進すること
- イ 乳児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態や歯科疾患の特性に応じた歯科口腔保健を推進すること
- ウ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育など関連する施策との連携を図りながら、関係者の協力を得て、歯科口腔保健を推進すること

（3）県の責務

- ア 国との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、実施すること
- イ 市町村並びに歯科医師、歯科衛生士その他の歯科医療又は保健指導にかかる業務に従事する者（歯科医療等業務に従事する者）や保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野に関する業務に従事する者（保健等業務従事者等）との連携・協力に努めること
- ウ 市町村、事業者、医療保険者が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するための情報の提供や助言その他必要な支援を行うこと

（4）関係機関、関係者及び県民の役割

- ア 歯科医療等業務に従事する者の役割
医師その他の歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携や、適切な業務の実施、県が講ずる施策への協力に努めること
- イ 保健等業務従事者等の役割
それぞれの業務における歯科口腔保健の推進に努めること、他の歯科口腔保健を推進する者との連携・協力、県が講ずる施策への協力に努めること
- ウ 事業者の役割
従業員に対する歯科検診、保健指導の機会の確保や歯科口腔保健に関する取組の推進に努めること
- エ 医療保険者の役割
被保険者等の歯科検診、保健指導の機会の確保や歯科口腔保健に関する取組の推進に努めること
- オ 県民の役割

生涯にわたる歯科疾患の予防に向けた取組、定期的な歯科検診の受診や歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めること

（5）基本的な施策の実施

県は、歯科口腔保健を推進するため、基本的な施策の実施を次に掲げる事項の実施を推進する。

- ア 年齢や身体等の状況に応じた科学的根拠に基づくむし歯予防の推進、歯周疾患の予防や口腔の機能の維持向上を行うために必要な施策
- イ 歯科口腔保健に携わる者の確保と資質向上を図るために必要な施策
- ウ 歯科口腔保健に関する調査や研究に必要な施策
- エ 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発、県民の意欲を高めるための運動の促進やその他歯科口腔保健を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策

（6）歯科保健計画の策定

- ア 知事は、法律の規定に基き厚生労働大臣が定める基本的事項を勘案し、歯科保健計画を策定すること
- イ 歯科保健計画を定めるに当たっては、学識経験者等の意見を聴くとともに、県民及び市町村等の意見を反映させることができるよう必要な措置を講ずること
- ウ 歯科保健計画を策定したときは遅滞なく県民へ公表すること
- エ 歯科口腔保健の施策の進捗、社会情勢の変化など必要に応じた歯科保健計画を見直すこと